社会福祉法人　板柳町社会福祉協議会
訪問介護事業所　重要事項説明書

1　社会福祉法人　板柳町社会福祉協議会　訪問介護事業所の概要

（1）提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人板柳町社会福祉協議会
所在地	青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田 11 番地 7
電話番号	０１７２－７２－１１６１
ＦＡＸ番号	０１７２－７２－１１７０
事業所番号	指定訪問介護　０２７２４０００７８
サービスを提供できる地域	板柳町全域 ※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

（2）当事業所の職員体制

	常勤		非常勤	
	専従	兼務	専従	兼務
管理者		1		
サービス提供責任者		1		
訪問介護員	1	1	2	

（3）サービスの提供時間

日曜から土曜日・午前 8 時 30 分　から　午後 5 時

ただし、利用者の希望に応じて、上記以外でもサービス提供可能な体制を取ります。

（4）運営方針

・訪問介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、食事・排泄・入浴の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2　提供するサービスの内容

【身体介護】

・食事介助
・清拭・入浴・身体整容介助
・排泄介助
・体位変換・移乗介助
・通院時の付き添い介助
・その他自立生活支援・重度化防止のための見守り援助

【生活援助】

・必要箇所の掃除
・洗濯
・日常的な調理
・買い物の代行
・その他自立生活支援・重度化防止のための見守り援助

【その他のサービス】

・通院等乗降介助
・介護の相談

3　利用料金について

（1）利用料

介護保険給付サービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりであり、お支払いいただく負担金は原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。また、給付の範囲を超えたサービス利用は全額ご負担いただきます。

（2）交通費

1の（1）のサービスを提供する地域へのサービス提供は無料です。それ以外の地域へのサービス提供の方は訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担いただきます。

（3）その他

①自宅訪問しサービス提供に必要な光熱費等はご負担いただきます。

②利用料金のお支払い方法

・毎月 10 日までに前月分の請求書を作成し、それ以降の訪問日にお渡しします。お支払いの確認ができ次第領収書を発行します。

・銀行・郵便局等の指定口座からの引き落とし（口座振替）または現金集金からご契約時に選択できます。

4　守秘義務および個人情報の取扱いについて

（1）サービスを提供する上で知り得た利用者およびご家族に関する秘密は、正当な理由なく第三者への提供はいたしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。記録については完結の日から5年間保存します。

（2）サービスを提供するうえで必要な場合は「個人情報利用同意書」に定められた範囲内で必要な情報を提供させていただきますのでご理解ください。

（3）利用者またはご家族に関する個人情報は正確、最新の内容に保つように努め適切に管理します。

5　サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

事業所あてに直接お電話、もしくは担当の介護支援専門員にお話しください。

（2）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

事業所あてにお申し出くだされればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、他の事業者をご紹介いたします。

③以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス提供を終了します。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援または非該当（自立）と認定された場合

・利用者が亡くなられた場合

6　緊急時の対応方法

サービス提供中に体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに下記の主治医及び親族等への連絡を行う等必要な措置を講じます。

主治医	医療機関名	（　　科）
	連絡先	TEL
緊急連絡先	氏　名	（続柄：　　）
	連絡先	TEL

7　サービス内容に関する苦情

（1）当事業所のお客様相談・苦情窓口

・受付担当：佐藤　めぐみ（サービス提供責任者）

・受付日時：月曜から金曜日：午前8時15分　から　午後5時15分

・電話：　０１７２-７２-１１６１

・FAX　：０１７２-７２-１１７０

（2）その他の相談窓口

・板柳町役場介護福祉課介護保険係　　電話：０１７２-７３-２１１１

・青森県国民健康保険団体連合会　　電話：０１７-７２３-１３３６

・青森県運営適正化委員会　　電話：０１７-７３１-３０３９

8　虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）サービス提供中に当事業所職員、サービス提供事業所職員又は養護者（ご利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者に通報します。

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）職員が支援にあたっての悩み等を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9　非常災害対策

当事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・豪雪・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シミュレーション）を年に 2 回以上実施します。

１０　サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合はサービスを終了する場合があります。

（１）職員に対して行う暴言、暴力、誹謗中傷等のカスタマーハラスメント、性的嫌がらせ等のセクシャルハラスメント、他業務に支障のある迷惑行為。

（２）サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

１１　事故発生時の対応

事業者はサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損保ジャパン日本興亜株式会社の「社協の保険」に加入しております。

１２　その他

上記以外に、利用者がサービスを選択するために必要な事項が発生した場合は、その都度誠意をもってご家族と事業所が協議するものとします。

令和　　年　　月　　日

【利用者】

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人】

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

続　柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

訪問介護サービスの提供にあたり、利用者又は家族に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者　　青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田１１番地７
社会福祉法人　板柳町社会福祉協議会
会　長　　永　澤　　義　男

説明者　　訪問介護員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿